

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

許可申請の手引き

川西市

(令和7年4月1日)

目次

1. 宅地造成及び特定盛土等規制法について	1
2. 宅地造成等の許可を要する工事	1
3. 宅地造成等に関する工事の許可等	7
4. 届出を必要とする工事	8
5. 許可申請に係る留意事項	8
6. 許可を受けた後の手続等	12
7. 工事写真撮影についての留意事項	15
8. 申請図書の作成要領	17
9. 申請に必要な添付書類・添付図面	23
10. 申請様式一覧表	37

【法令等の略語】

- 「法」・・・・・・・・・・ 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)
- 「令」・・・・・・・・・・ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)
- 「規則」・・・・・・・・・・ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号)
- 「細則」・・・・・・・・・・ 川西市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(平成 11 年規則第 33 号)
- 「県規則」・・・・・・・・・・ 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則(昭和 37 年兵庫県規則第 40 号)
- 「建基法」・・・・・・・・・・ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)

(その他)

- 「宅地造成」・・・・・・ 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で令で定めるもの
- 「特定盛土等」・・・・・・ 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして令で定めるもの
- 「土石の堆積」・・・・・・ 宅地又は農地等において行う土石の堆積で令で定めるもの（一定期間※の経過後に当該土石を除却するものに限る）
※許可日（許可不要の場合は工事着手日）から起算して 5 年以内
- 「宅地造成等」・・・・・・ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
- 「擁壁等」・・・・・・ 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい若しくはグラウンドアンカーその他の土留

1. 宅地造成及び特定盛土等規制法について

宅地造成等規制法は、宅地造成に伴いがけ崩れや、土砂の流出による災害が生じるおそれ大きい土地において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的としておりましたが、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大雨による盛土崩落を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」として、令和5年5月26日に施行されました。

この盛土規制法では、従来の盛土又は切土だけでなく、一時的な土石の堆積についても規制の対象となり、また、工事主の資力・信用などの審査項目の追加や近隣住民への事業説明の実施など、規制が強化されることとなります。

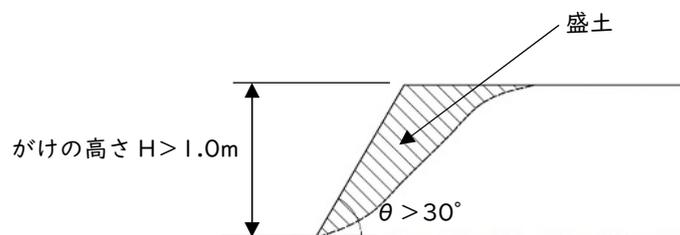
2. 宅地造成等の許可を要する工事

(1) 法に基づき、兵庫県知事が令和7年4月1日に市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定します。指定日以降に次の①から⑦のいずれかに該当する工事を実施する場合は、宅地造成等の許可を要するため、工事着手前に市長の許可を受けてください。ただし、公共施設用地で行う工事や宅地造成等に伴う災害の発生するおそれがないと認められる工事等※については、市長の許可を要しません。

※「(2) 宅地造成等の許可を要しない工事」を参照

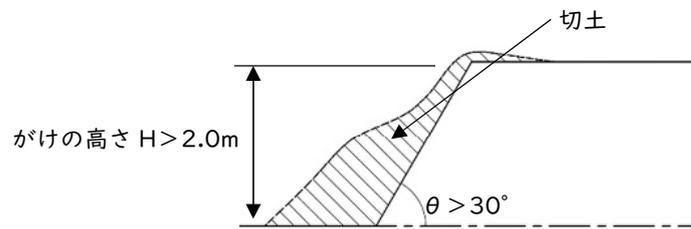
(宅地造成又は特定盛土等)

- ① 盛土であって、その盛土をした土地の部分に高さが1mを超える「がけ」を生ずることとなるもの。(令第3条第1号)

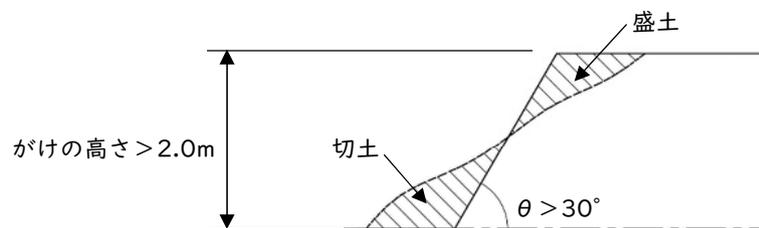


※ 「がけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

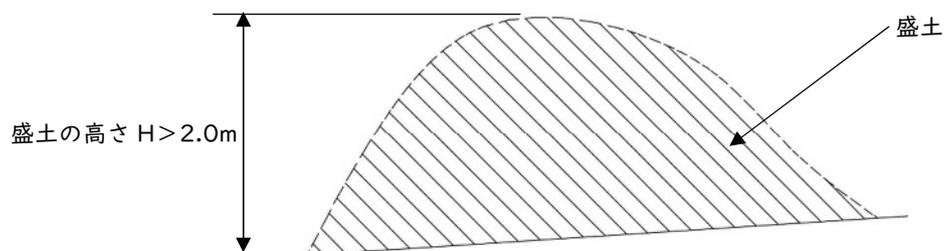
- ② 切土であって、その切土をした土地の部分に高さが2mを超える「がけ」を生ずることとなるもの。(令第3条第2号)



- ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、その盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える「がけ」を生ずることとなるもの。(上記①又は②を除く。)(令第3条第3号)



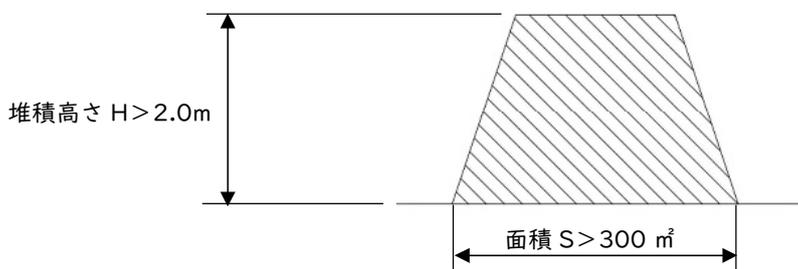
- ④ 上記①又は③に該当しない(がけが生じない) 盛土を行う場合で、その高さが2mを超えるもの。(令第3条第4号)



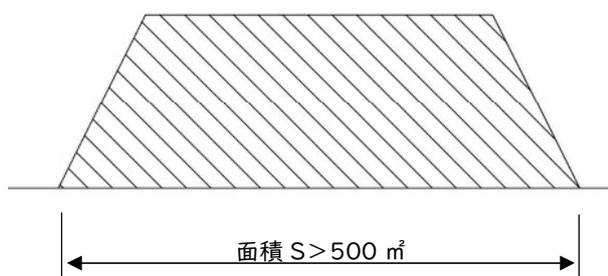
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、その盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの。(令第3条第5号)

(土石の堆積)

- ⑥ 一時的に堆積する土石の高さが2 mを超え、かつその面積が300 m²を超えるもの。
(令第4条第1号、規則第8条第10号)

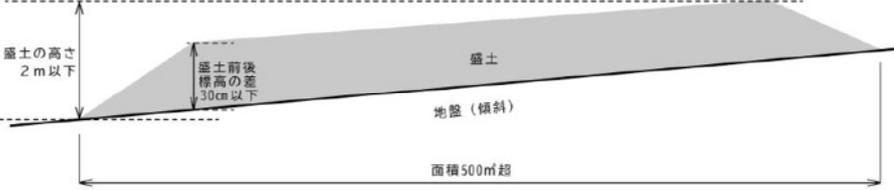


- ⑦ 上記⑥に該当しない一時的に堆積する土石であって、その面積が500 m²を超えるもの。(令第4条第2号)



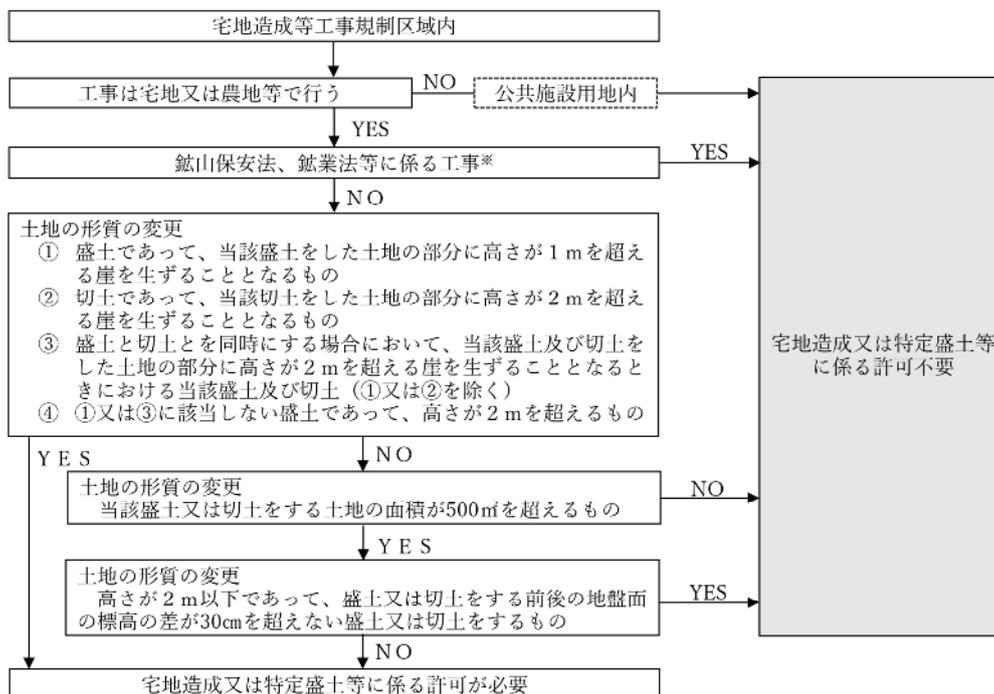
(2) 宅地造成等の許可を要しない工事は、以下の工事です。

区分	具体的な内容
公共施設用地 (法第2条第1項第1号、令第2条、規則第1条各号)	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、令第5条第1項各号、規則第8条第1項各号)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法に係る工事(鉱業上使用する建設物等の設置工事) ・鉱業法に係る施業案の実施に係る工事(鉱物の試掘・採掘工事) ・採石法に係る工事(岩石の採取工事) ・砂利採取法に係る工事(砂利の採取工事) ・土地改良法に係る工事(農業用排水施設の設置等工事)等 ・火薬類取締法に係る工事(火薬類の製造施設、火薬庫の設置等工事) ・家畜伝染病予防法に係る工事(家畜の死体埋却等工事) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る工事(一般廃棄物の処分等工事)

区分	具体的な内容
災害の発生するおそれがないと認められる工事（法第12条第1項ただし書、令第5条第1項各号、規則第8条第1項各号）	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法に係る工事（土壌搬出又は汚染土壌処理工事） ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に係る工事（廃棄物の保管又は処分等工事） ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事（林道作業道等の整備工事） ・国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構が非常災害のために必要な応急措置を行う工事（応急仮設住宅の建設工事） ・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の最大値が30cmを超えないものに関する工事 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・令第4条第1号の土石の堆積(2.(1)⑥)であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないものに関する工事 ・令第4条第2号の土石の堆積(2.(1)⑦)であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないものに関する工事 ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積(注1)であって、当該工事に使用する土石(注2)又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場(注3)又はその付近(注4)に堆積するものに関する工事 <p>注1:「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事がある上で、当該工事に使用する土石又は当該工事から発生した土石を当該工事現場もしくはその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。</p> <p>注2:「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指し、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。</p>

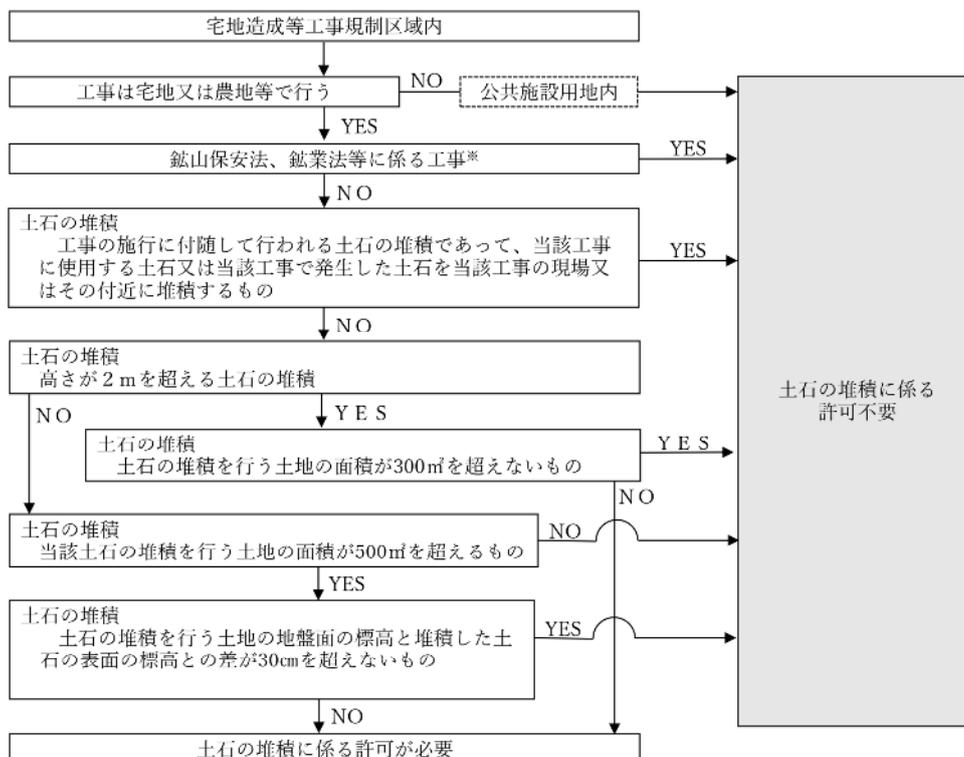
区分	具体的な内容
災害の発生するおそれがないと認められる工事（法第12条第1項ただし書、令第5条第1項各号、規則第8条第1項各号）	<p>注3:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。</p> <p>注4:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地をいう。</p> <p>※工事の施行に付随して行われる盛土又は切土に関する工事は、災害の発生のおそれがないと認められる工事に該当しない</p>
みなし許可となる工事（法第15条各項に基づき許可を受けたとみなす工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の規制対象とならない行為	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、暗渠排水の新設及び改修、樹園地における樹木の改植、盛土や切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根や整地など）及び表土の補充（表土を補充する前後の土地の地表面の標高差が30cmを超えないもの）・表土の入れ替え ・建築物又は工作物の建築、築造又は解体に伴う掘削又は埋戻し ・自然災害により被災した土地を盛土又は切土により被災前の地形に原状回復する行為 ・地山の地形に即して造成する農地 ・文化財保護法の指定等を受けた文化財の補修 ・次に掲げる土石の堆積（試験、検査等のための試料の堆積、屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積、岩石のみを堆積する土石の堆積であつて勾配が30度以下のもの、主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された商品又は製品の原材料となる土石の堆積※） <p>※主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等について、敷地内において商品若しくは製品の原材料となる土石を堆積する場合又は商品若しくは製品である土石を堆積する場合は、法の規制対象となる。</p>

(3) 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可の要否判断フローは、以下のとおりです。



※「2. (2) 宅地造成等の許可を要しない工事」を参照

(4) 土石の堆積に関する工事の許可の要否判断フローは、以下のとおりです。



※「2. (2) 宅地造成等の許可を要しない工事」を参照

3. 宅地造成等に関する工事の許可等

宅地造成等の許可を要する工事を行おうとする工事主は、その工事に着手する前に必ず市長の許可を受けなければなりません。

(1) 宅地造成等に関する工事の許可を受ける場合には、法第 13 条、兵庫県版「宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等技術マニュアル」及び川西市版「擁壁についての一般的基準」に基づいて計画してください。

(2) 次の設計をする場合は、令第 22 条で定める資格を有する者でなければなりません。この場合、「設計者の資格に関する申告書」【様式盛 4 号】を提出してください。

- ① 高さが 5m を超える擁壁の設置。
- ② 切土又は盛土をする土地の面積が、1,500 m² を超える土地における排水施設の設置。

(3) 次の工事をする場合は、令第 22 条に定める資格を有する者、又は土木施工管理技士を工事監理者として工事現場に配置することが必要です。この場合、「工事監理者の資格に関する申告書」【様式盛 4 号】を提出してください。

- ① 高さが 5m を超える擁壁の設置。
- ② 切土又は盛土をする土地の面積が、1,500 m² を超える土地における排水施設の設置。
- ③ 高さが 15m を超える盛土。
- ④ 盛土面積 3,000 m² 以上かつ地下水位が盛土前の地盤面の高さを超え、盛土内に侵入することが想定される盛土。
- ⑤ 盛土前の地盤面が 20° 以上で、高さが 5m 以上の盛土。

(4) この法律に基づくもののほか計画地に都市計画法、建築基準法、砂防法、農地法等の他法令の規制がある場合は、別にそれぞれの許可等を受けてください。すべての許可を受けた後でなければ工事に着手することはできません。

(5) 関連する規制等の主な問い合わせ先は、以下のとおりです。

関連する規制等	問合せ部署	連絡先
都市計画法、建築基準法	川西市 都市政策部 建築指導課	072-740-1204
農地法、営農行為の判断	川西市 農業委員会	072-740-1253
土壌汚染対策法	兵庫県 環境部 水大気課	078-362-9094
森林法	川西市 市民環境部 産業振興課	072-740-1162
砂防法	兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所 管理第2課	0797-83-3101

4. 届出を必要とする工事

(1) 宅地造成等工事規制区域の指定の際に、宅地造成等に関する工事(2. 宅地造成等の許可を要する工事(1)①から⑦のいずれかに該当する工事)を行っている場合は、指定の日から21日以内に市長に届出なければなりません。「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(第21条第1項)」【様式盛22号】(法第21条第1項)又は「土石の堆積に関する工事の届出書(第21条第1項)」【様式盛23号】(法第21条第1項)

(2) 宅地造成等工事規制区域内で、次の擁壁等に関する工事を行う場合は、許可を受けなければならない場合を除き、工事に着手する14日前までに市長に届出なければなりません。「擁壁等に関する工事の届出書」【様式盛24号】(法第21条第3項)

- ① 高さが2mを超える擁壁もしくは崖面崩壊防止施設の全部又は一部の除却。
- ② 地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部の除却。
- ③ 地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除去。

(3) 宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に市長に届出なければなりません。「公共施設用地の転用の届出書」【様式盛25号】(法第21条第4項)

5. 許可申請に係る留意事項

(1) 雨水等の排水先が、公共施設以外の場合は、排水施設の接続について所有者、管理者等の承諾を得ておいてください。

(2) 他の法律によって宅地造成等が制限されている場合には、原則としてそれらの許可を受けてから、宅地造成等に関する工事の許可を申請してください。

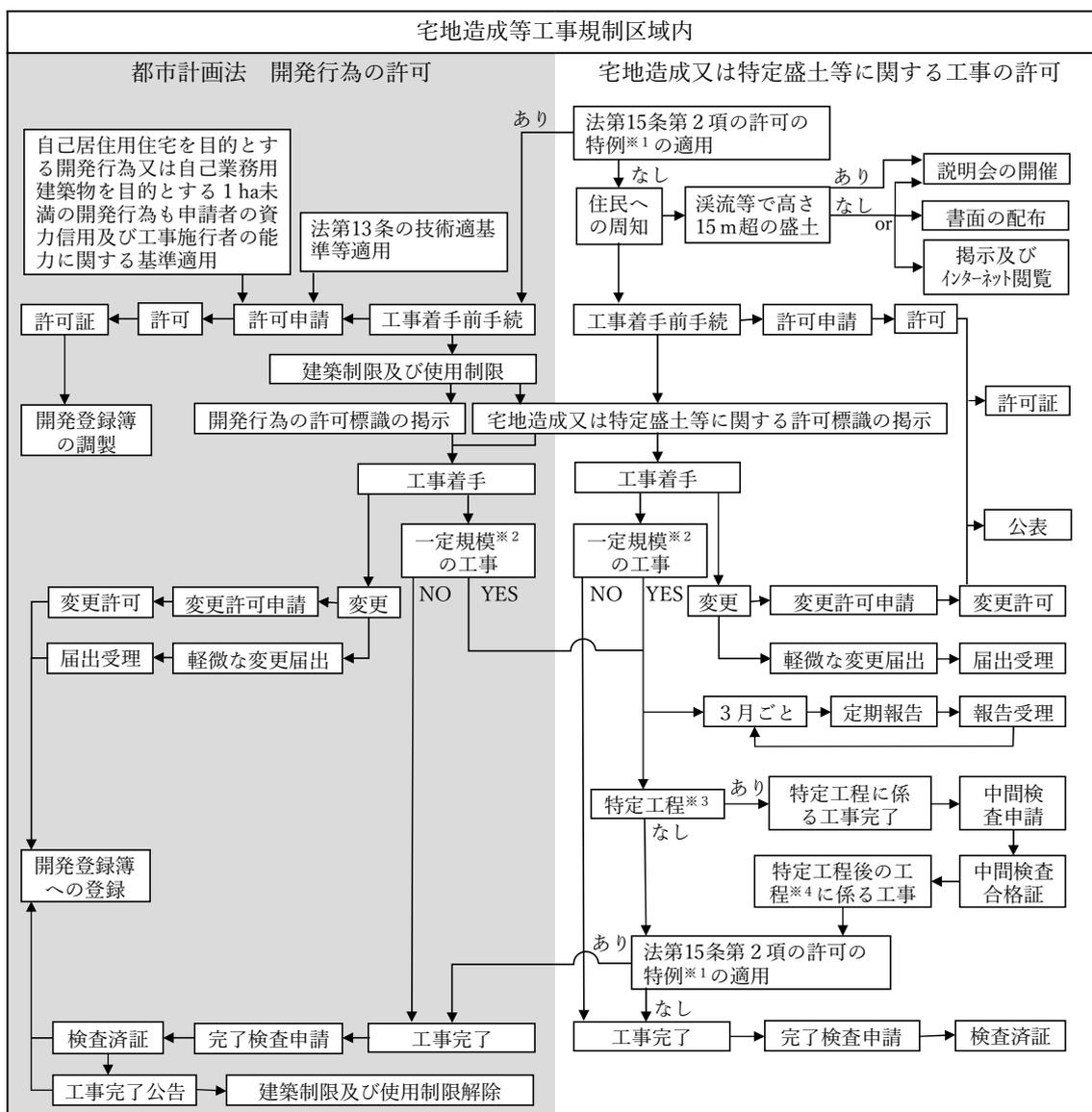
(3) 擁壁の許容応力度の算定は、原則として土質試験により算出してください。

(4) 箱型擁壁(ボックスガレージ)を計画する場合は、建基法上の取扱い等について建築指導課と事前に協議してください。

(5) 宅地造成又は特定盛土等について、宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可（以下「開発許可」という。）を受けたときは、法の許可を受けたとみなされます。なお、法の許可を受けたとみなされる工事についても、法の間接検査及び定期報告、標識の掲示等が必要となります。開発許可を受け、法の許可を受けたとみなされるときに適用する法の規定は、次のとおりです。

規定	条項	適用	備考
住民への周知	法第11条	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知等	法第12条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	法第13条	適用	都市計画法第33条第1項第7号により引用
許可証の交付等	法第14条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	法第16条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査	法第17条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	法第18条	適用	
定期報告	法第19条	適用	
監督処分	法第20条	適用	
標識の掲示	法第49条	適用	川西市都市計画法施行細則第4条の開発行為許可標識及び法第49条の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識の両方を掲示
工事中止の届出	県規則第9条第2項	適用	
中止した工事再開の届出	県規則第9条第3項	適用	
工事廃止の届出	県規則第9条第4項	適用	

(6) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等に関する工事の流れは、次のとおりです。



※1 都市計画法第35条の2（変更の許可等）の規定は、特例の対象となっていないため、都市計画法の当該変更により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の対象となるときは、法の許可が新たに必要となる。

※2 一定規模（令第23条各号、第25条第1項）

- ① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さ2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さ5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 盛土と切土を同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さ5mを超える崖を生ずることとなる場合における当該盛土及び切土（①又は②を除く）
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さ5mを超えるもの
- ⑤ ①から④までのいずれのものも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの

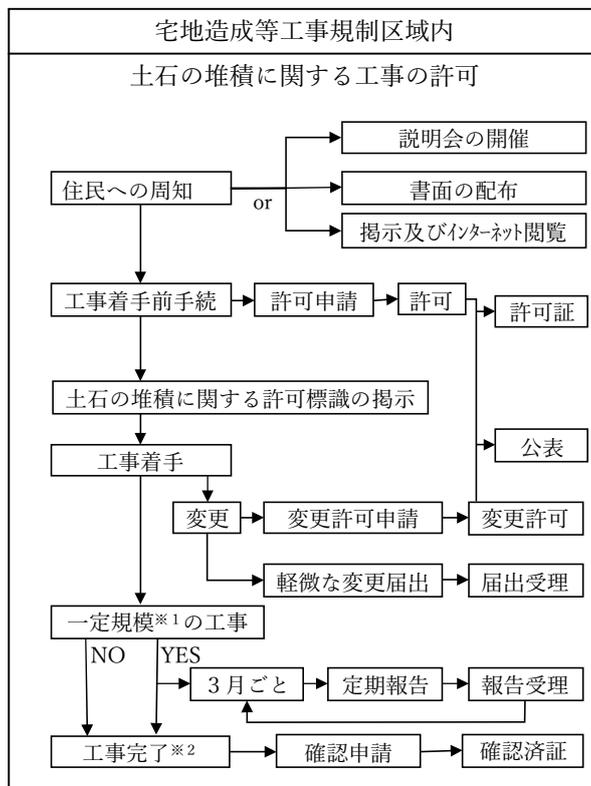
※3 特定工程（令第24条第1項）

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

※4 特定工程後の工程（令第24条第2項）

※3の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

(7) 宅地造成等工事規制区域内における土石の堆積に関する工事の流れは、次のとおりです。



※1 一定規模

① 堆積高さ5mを超えかつ堆積面積 1,500 m²を超える土石の堆積

② (①を除き) 堆積面積が 3,000 m²を超える土石の堆積

※2 全ての堆積土石を除却したもの

(8) 川西市開発行為等指導要綱に基づく協議が必要な場合があるため、協議の要否について建築指導課と事前に協議してください。

(9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律について、同法の規制を受ける可能性があるため、建築指導課と事前に協議してください。(協議の際は造成等計画平面図及び断面図の提出が必要)

(10) 宅地造成等に関する許可の申請をする際には、あらかじめ工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、次のいずれかの方法で工事の内容を周知しなければなりません。また、周知を行ったことを証明する書類を申請書に添付する必要があります。

① 周知の方法

ア. 工事内容についての説明会の開催

イ. 工事内容が分かる書面の配布

ウ. 工事内容を施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用して近隣住民が閲覧できるようにする

※溪流等において高さ 15m を超える盛土をする場合は、ア. の方法で周知をおこなわなければなりません。

② 周知する範囲及び説明事項

周知を行う際の具体的な範囲や説明事項等については、川西市 HP に掲載の「宅地造成等の工事における近隣住民への周知ガイドライン」を参照してください。

6. 許可を受けた後の手続等

(1) 標識の掲示

許可を受けた者は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識」【様式盛 28 号】又は「土石の堆積に関する工事の標識」【様式盛 29 号】を工事期間中、現場の見やすい場所に掲示してください。また、許可に係る書類を工事現場に常備しておいてください。

なお、都市計画法第 33 条により法第 13 条の規定に適合する開発許可を受けた場合は、開発許可と宅地造成等許可のそれぞれの標識を掲示してください。

(2) 変更の許可（法第 16 条）

許可を受けた後、宅地造成等に関する工事の内容を変更するときは、次の手続が必要となりますので、事前に建築指導課に相談してください。

① 変更の許可の申請【様式盛 10 号の 1】又は【様式盛 10 号の 2】

②に示す軽微な変更をしようとする場合を除く、工事の内容の変更を行う場合は、変更の許可を受けてください。

② 軽微な変更の届出【様式盛 21 号】

次に示す軽微な変更を行う場合は、届出を提出してください。

ア. 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

イ. 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

(3) 中間検査(法第 18 条)

一定規模以上の宅地造成又は特定盛土等に関する工事で、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程(以下「特定工程」という。)を終えたときは、中間検査を受けなければなりません。対象工事完了から4日以内に必要書類を提出してください。

中間検査実施後に中間検査合格証の交付を受けるまでは、その後の工程に係る工事(排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋め戻す工事)をすることができません。なお、検査において指示事項等があった場合は、それらの指示事項の実施が確認でき、中間検査合格証の交付を受けて合格となります。

① 中間検査対象の工事

- ア. 盛土で高さ2mを超えるがけが発生する工事
- イ. 切土で高さ5mを超えるがけが発生する工事
- ウ. (ア、イを除き)盛土及び切土を同時に行って高さ5mを超えるがけが発生する工事
- エ. (ア、ウを除き)盛土で高さ5mを超える工事
- オ. 切土又は盛土の面積が3,000㎡を超える工事(ア～エを除く)

② 実施方法

中間検査は原則として現地で実施しますが、現場の状況等に応じて、遠隔現場臨場システム等を用いたオンラインで実施することがあります。

(4) 段階確認(細則第9条)

中間検査以外に、宅地造成等に関する工事中の各段階における段階確認の実施については、許可書に指示事項として付したものを対象に行います。工事が各段階に達するときは、すみやかに「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の段階確認申出書」【様式盛 20 号】を提出し、確認日の打ち合わせをしてください。

① 確認項目

ア. 床付確認

擁壁等の地盤について、地盤の高さ及び設計時の土質が確保されているかを現地で確認します。(地盤の許容応力度が100kN/㎡を超える場合や、地盤改良を行う場合は、地盤の平板載荷試験(地盤工学会 JGS1521 による)を行う場合があります。)

イ. 配筋確認

鉄筋コンクリート造擁壁等の配筋が設計どおり施行されているかを現地で確認します。

ウ. その他の確認

練積み造擁壁等の施行時、土石の堆積の施行状況又は特殊な工法等、特に確認の必要があると思われるものを現地で確認します。

② 実施方法

段階確認は原則として現地で実施しますが、現場の状況等に応じて、遠隔現場臨場シス

テム等を用いたオンラインで実施することがあります。

③ 工事中の写真

各段階における工事の完了後、現地確認が困難な箇所の形状、寸法及び工事施行状況等について適宜写真撮影を行い、完了検査の資料として工事用アルバム等に整理してA4版で提出してください。

④ 工事中の災害防止について

工事中は現場監理者を常駐させるとともに、危険防止、土砂流出防止、風水害防止及び公害防止等常に必要な措置をとったうえで工事を進めてください。

(5) 定期報告(法第19条)

一定規模以上の宅地造成等に関する工事を行う場合には、工事の進捗状況等について3箇月毎に市長に報告しなければなりません。報告事項は、報告時点での切盛又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、擁壁等に関する工事の施行状況に関する内容になります。

① 定期報告の対象工事

ア. 盛土で高さ2mを超えるがけが発生する工事

イ. 切土で高さ5mを超えるがけが発生する工事

ウ. (ア、イを除き) 盛土及び切土を同時に行って高さ5mを超えるがけが発生する工事

エ. (ア、ウを除き) 盛土で高さ5mを超える工事

オ. 切土又は盛土の面積が3,000㎡を超える工事(ア～エを除く)

カ. 堆積高さ5mを超えかつ堆積面積1,500㎡を超える土石の堆積

キ. (カを除き) 堆積面積が3,000㎡を超える土石の堆積

② 報告の期限

3箇月経過日から起算して5営業日以内に報告書を提出してください。

(6) 中止、再開又は廃止の届出(県規則第9条)

① 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止の届出【様式盛27号の1】

許可を受けた後、当該工事を中止しようとするときは、届出を提出してください。

② 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開の届出【様式盛27号の2】

中止した当該工事を再開しようとするときは、届出を提出してください。

③ 宅地造成等に関する工事の廃止の届出【様式盛27号の3】

許可の廃止は原則として工事着手前に限られます。ただし、工事着手後であっても、次のいずれかに該当するものは、廃止することができます。また、当該工事を廃止しようとするときは、届出を提出してください。

ア. 防災上の措置が終了している場合

イ. 許可を取り直すために、現許可を廃止する場合

(7) 完了検査(法第 17 条第 1 項)

許可を受けた宅地造成又は特定盛土等について、工事が完了したときは、工事完了から 4 日以内に必要書類を提出してください。検査の結果、工事が許可の内容に適合していると認められたときは、市長が検査済証を交付します。

(8) 完了確認(法第 17 条第 4 項)

許可を受けた土石の堆積について、堆積土石の除却が完了したときは、工事完了から 4 日以内に必要書類を提出してください。確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められたときは、市長が確認済証を交付します。なお、確認済証は、土石が正しく除却されたことを証明するものですので、大切に保管しておいてください。

7. 工事写真撮影についての留意事項

検査時に現地確認が困難な箇所の形状、寸法及び工事施行状況等について、適宜写真撮影を行い、中間検査又は完了検査の資料として工事用アルバム等に整理して A4 版で提出してください。また、下記に示す箇所以外であっても現場で目視検査できない箇所については、写真撮影を行い、提出してください。

(1) 工事写真提出時期

① 中間検査(法第 18 条)

対象工事完了から 4 日以内に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書」【様式盛 18 号】に添付し、提出してください。

② 完了検査(法第 17 条第 1 項)

工事完了から 4 日以内に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書」【様式盛 13 号】に添付し、提出してください。

③ 完了確認(法第 17 条第 4 項)

堆積土石の除却から 4 日以内に「土石の堆積に関する工事の確認申請書」【様式盛 15 号】に添付し、提出してください。

(2) 写真撮影の箇所

① 現況写真(工事施行前)

ア. 全景(2 方向以上)

イ. 公共施設(道路・里道、水路、流末、池等)の状況

ウ. 盛土又は切土をしようとする土地の付近の状況

② 施行中の写真

ア. 仮設工事

- (ア) 仮設構造物等(排水路、遊水池、沈砂池、防護施設等)
- (イ) その他

イ. 整地工事

- (ア) 伐開、抜根、焼却
- (イ) 暗渠その他の埋設物等(寸法明示のこと)
- (ウ) 段切りの状況(寸法明示のこと)
- (エ) 地表面の保護
- (オ) その他(盛土部の締固め、竣工状況等)

ウ. 擁壁工事

- (ア) 床堀(寸法明示のこと)
- (イ) 練積み造擁壁(基礎、GL高、GLより高さ1m毎、天端等を寸法明示のこと)
- (ウ) 無筋コンクリート造擁壁(躯体を寸法明示のこと)
- (エ) 鉄筋コンクリート造擁壁(底版、縦壁及びその他断面計算を行った箇所の配筋状況等を寸法明示のこと)

(注)擁壁の全高については、必ず埋戻し前に寸法明示し、撮影すること。

- (オ) 透水層(止水コンクリート等を寸法明示のこと)
- (カ) 水抜き穴の設置状況(寸法明示のこと)
- (キ) 埋戻工(30cm毎の転圧状況、巻き出し厚さ等を寸法明示のこと)
- (ク) その他(竣工状況等)

エ. 崖面崩壊防止施設工事

- (ア) 施設の高さ(寸法明示のこと)
- (注)施設の高さについては、必ず埋戻し前に寸法明示し、撮影すること。
- (イ) その他(竣工状況等)

オ. 排水施設工事

- (ア) 掘削
- (イ) 管渠の基礎及び敷設状況(寸法明示のこと)
- (ウ) 水路等の構造物(寸法明示のこと)
- (エ) その他(人孔、柵、インバート、竣工状況等)

カ. 道路工事

- (ア) 路床、路盤の転圧状況
- (イ) 舗装の状況(厚さを寸法明示のこと)
- (ウ) 側溝(寸法明示のこと)
- (エ) その他(幅員、竣工状況等)

キ. 土石の堆積

- (ア) 土石の堆積状況(高さ及び勾配を寸法明示のこと)
- (イ) 空地の設置状況(幅を寸法明示のこと)
- (ウ) 側溝の設置状況(寸法明示のこと)
- (エ) 鋼矢板等の設置状況(高さを寸法明示のこと)
- (オ) 構台の設置状況(高さを寸法明示のこと)
- (カ) その他(竣工状況等)

ク. その他

- (ア) 各種試験等の状況(地盤の許容応力度、路床の支持力等)
- (イ) 主要資材の受入れ状況(コンクリート、認定擁壁等)
- (ウ) その他(竣工状況等)

③ 竣工写真(工事施行後)

- ア. 全景(①と同一箇所に対比できるように)

(3) 写真撮影の方法

各種構造物等の寸法を明示して撮影する場合は、全てスタッフ、リボンテープ等の測定器具を当てて構造物等の寸法が明確に読み取ることができるようにすると共に、撮影箇所、構造物等の内容等を記入した黒板等を掲示し撮影してください。擁壁等については、種別(構造・擁壁高さ等)ごとに撮影箇所を定めて、整理してください。なお、撮影箇所は構造物ごとに1箇所以上定めてください。

(4) 写真の提供依頼

写真データについて、市の広報等のために提供を依頼する場合があります。

8. 申請図書の作成要領

(1) 宅地造成等に関する工事の許可申請(法第12条第1項)

① 提出部数

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書(正・副) 各1部

【様式盛1号の1】

- ・土石の堆積に関する工事の許可申請書(正・副) 各1部【様式盛1号の2】

② 添付書類、添付図面(9. 申請に必要な添付書類・添付図面参照)

(注1) 添付図面の記載内容から、他の図面と併用して用いることができるものは、併用してもかまいません。

(注2) 図面の大きさは、原則としてA4版にしてください。なお、大きな図面は屏風折りのうえ、製本してください。

(注3) 印刷された図面で確認が困難な場合、データの提出を依頼する場合があります。

(2) 宅地造成等に関する工事の変更許可申請(法第16条第1項)

① 提出部数

・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書(正・副) 各1部

【様式盛10号の1】

・土石の堆積に関する工事の変更許可申請書(正・副) 各1部【様式盛10号の2】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. 許可証の写し

ウ. 位置図

エ. 変更に係る部分の変更前、変更後の図面

オ. その他市長が特に必要と認める図書

(3) 宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出申請(法第16条第2項)

① 提出部数

・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画変更届出書(正・副) 各1部

【様式盛21号】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. 許可証の写し

ウ. 位置図

エ. 変更に係る部分の変更前、変更後の図面

オ. その他市長が特に必要と認める図書

(4) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請(法第18条)

① 提出部数

・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書 1部【様式盛18号】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. 許可証の写し

ウ. 特定工程終了報告書【様式盛17号の2】

エ. 検査対象の工事写真(施行中及び特定工程終了時)

オ. 試験結果等

カ. 位置図

キ. 検査対象を示した平面図等

ク. その他市長が特に必要と認める図書

(5) 宅地造成等に関する工事の段階確認申請(細則第9条)

① 提出部数

- ・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の段階確認申出書 1部
【様式盛20号】

② 添付図書

- ・不要

(6) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告申請(法第19条)

① 提出部数

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(正・副) 各1部【様式盛32号の1】

② 添付図書

- ア. 委任状
- イ. 許可証の写し
- ウ. 報告時点の盛土又は切土の状況がわかる写真
- エ. 報告時点の盛土又は切土の土量計算書
- オ. 報告時点の擁壁等に関する工事の施行状況がわかる写真
- カ. 位置図
- キ. 報告時点の盛土又は切土の状況を明示した平面図(ウ及びオの撮影位置を明示)
- ク. 報告時点の盛土又は切土の状況を明示した断面図
- ケ. 報告時点の盛土又は切土の状況を明示した求積図
- コ. その他市長が特に必要と認める図書

(7) 土石の堆積に関する工事の定期報告申請(法第19条)

① 提出部数

- ・土石の堆積に関する工事の定期報告書(正・副) 各1部【様式盛32号の2】

② 添付図書

- ア. 委任状
- イ. 許可証の写し
- ウ. 報告時点の土石の堆積の状況がわかる写真
- エ. 報告時点の土石の堆積の土量計算書
- オ. 位置図
- カ. 報告時点及び前回報告時点の土石の堆積の状況を明示した平面図(ウの撮影位置を明示)
- キ. 報告時点及び前回報告時点の土石の堆積の状況を明示した断面図
- ク. 報告時点及び前回報告時点の土石の堆積の状況を明示した求積図
- ケ. その他市長が特に必要と認める図書

(8) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止の届出申請(県規則第9条第2項)

① 提出部数

・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書(正・副) 各1部

【様式盛 27 号の 1】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. 許可証の写し

ウ. 災害防止計画書

エ. 位置図

オ. その他市長が特に必要と認める図書

(9) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開の届出申請(県規則第9条第3項)

① 提出部数

・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開届出書(正・副) 各1部

【様式盛 27 号の 2】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. 許可証の写し

ウ. 災害防止計画書

エ. 位置図

オ. その他市長が特に必要と認める図書

(10) 宅地造成等に関する工事の廃止の届出申請(県規則第9条第4項)

① 提出部数

・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の廃止届出書(正・副) 各1部

【様式盛 27 号の 3】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. 許可証の写し

ウ. 災害防止計画書

エ. 位置図

オ. その他市長が特に必要と認める図書

(11) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請(法第17条第1項)

① 提出部数

・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了(一部)検査申請書 1部【様式盛13号】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. 許可証の写し

ウ. 工事完了報告書【様式盛17号の1】

エ. 工事写真

オ. 試験結果等

カ. 位置図

キ. 造成等計画平面図

ク. 排水計画平面図

ケ. 擁壁展開図(竣工図)

コ. その他市長が特に必要と認める図書

(12) 土石の堆積に関する工事の完了確認申請(法第17条第4項)

① 提出部数

・土石の堆積に関する工事の確認申請書 1部【様式盛15号】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. 許可証の写し

ウ. 工事完了報告書【様式盛17号の1】

エ. 工事写真(施行前、施行中及び施行後)

オ. その他市長が特に必要と認める図書

(13) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出申請(法第21条第1項)

① 提出部数

・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(正・副) 各1部【様式盛22号】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. 土地等の状況写真

ウ. 位置図

エ. 現況図

オ. 造成等計画平面図

カ. その他市長が特に必要と認める図書

(14) 土石の堆積に関する工事の届出申請(法第21条第1項)

① 提出部数

・土石の堆積に関する工事の届出書(正・副) 各1部【様式盛23号】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. 土地等の状況写真

ウ. 位置図

エ. 現況図

オ. 堆積土石計画平面図

カ. その他市長が特に必要と認める図書

(15) 擁壁等に関する工事の届出申請(法第21条第3項)

① 提出部数

・土石の堆積に関する工事の届出書(正・副) 各1部【様式盛24号】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. その他市長が特に必要と認める図書

(16) 公共施設用地の転用の届出申請(法第21条第4項)

① 提出部数

・公共施設用地の転用の届出書(正・副) 各1部【様式盛25号】

② 添付図書

ア. 委任状

イ. その他市長が特に必要と認める図書

9.申請に必要な添付書類・添付図面

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に添付する書類

書類名称	明示すべき事項等	備考
委任状	委任内容、委任方及び申請者の実印(印影は印鑑証明書と同じもの)	代理人が手続を行う場合
設計者が資格を有する者であることを証する書類	①設計者の資格に関する申告書【様式盛4号】 ②設計者の資格を証する書類又は実務経歴を証する書類(卒業証明書を含む)	次のいずれかの工事をする場合 ①高さが5mを超える擁壁の設置 ②切土又は盛土をする土地の面積が、1,500㎡を超える土地における排水施設の設置
工事監理者が資格を有するものであることを証する書類	①工事監理者の資格に関する申告書【様式盛4号】 ②工事監理者の資格を証する書類又は実務経歴を証する書類	次のいずれかの工事をする場合 ①高さが5mを超える擁壁の設置 ②切土又は盛土をする土地の面積が、1,500㎡を超える土地における排水施設の設置 ③高さが15mを超える盛土 ④盛土面積3,000㎡以上かつ地下水位が盛土前の地盤面の高さを超え、盛土内に侵入することが想定される盛土 ⑤盛土前の地盤面が20°以上で、高さが5m以上の盛土
土地等の状況写真	当該地及びその付近の状況写真	
申請者の証明書	①住民票(原則、申請日前3ヶ月以内のもの)の写し又は個人番号カードの写し ②印鑑証明書(委任状と同じ印影のもので、原則、申請日前3ヶ月以内のもの)	個人の場合

書類名称	明示すべき事項等	備考
申請者の証明書	①登記事項証明書（原則、申請日前3ヶ月以内のもの） ②役員の住民票（原則、申請日前3ヶ月以内のもの）の写し又は個人番号カードの写し ③印鑑証明書（委任状と同じ印影のもので、原則、申請日前3ヶ月以内のもの）	法人の場合
資金計画書	資金計画書【様式盛8号の1】	
工事主の資力・信用を証する書類	①工事主の工事を行うための資力及び信用に関する申告書【様式盛3号】 ②法に違反していない旨などの誓約書【様式盛5号】 ③暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書【様式盛6号】 ④預金残高証明書（原則、申請日前3ヶ月以内のもの） ⑤銀行等から融資を受ける場合は、融資額証明書 ⑥土地所有者の同意がない場合は、地主との売買契約書 ⑦工事請負契約書又は工事請負見積書（工事請負見積書は法人の場合） ⑧事業経歴書（申告書に記入）	国又は地方公共団体以外
	①最近2箇年以上の事業年度における所得税の納税証明書 ②預金残高が不足する場合は、所有する固定資産の評価額証明書	個人の場合

書類名称	明示すべき事項等	備考
工事主の資力・信用を証する書類	①最近2箇年以上の事業年度における財務諸表及び法人事業税の納税証明書 ②発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資者の次の書類 ・住民票(原則、申請日前3ヶ月以内のもの)の写し又は個人番号カードの写し ・株式の数又は出資額が確認できる書類	法人の場合
施行者の能力を証する書類	①工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する申告書【様式盛3号】 ②個人の住民票(原則、申請日前3ヶ月以内のもの)又は法人の登記事項証明書 ③建設業許可を証する書類 ④事業経歴書(申告書に記入)	
土地所有者等の同意書	①次の権利を有する者の全ての同意書(実印の押印を含む)【様式盛7号の1】 ・土地の所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用貸借権を有する者 ・上記のほか、使用収益権(永小作権、地役権等)を有する者 ②印鑑証明書(①同意書と同じ印影のもので、原則、申請日前3ヶ月以内のもの) ③権利者が法人の場合は、資格証明書(原則、申請日前3ヶ月以内のもの)	申請者と異なる場合

書類名称	明示すべき事項等	備考
周辺住民へ工事の内容を周知したことが分かる書類	①住民への周知実施報告書【様式盛9号】 ②説明会を開催した場合は、その写真	
登記事項証明書(土地登記簿謄本)	原則、申請日前3ヶ月以内のもの	
地図(公図、字限図)	原則、申請日前3ヶ月以内のもので、申請区域を朱書き	
隣接地の土地所有者の承諾書	①土地の所有権を有する者の全ての承諾書(実印の押印を含む)【様式盛7号の2】 ②印鑑証明書(①同意書と同じ印影のもので、原則、申請日前3ヶ月以内のもの) ③権利者が法人の場合は、資格証明書(原則、申請日前3ヶ月以内のもの)	隣接地において造成工事を行う場合、又は隣接地に雨水等を排水する場合
図面	(2)に示す図面	
土量計算書	盛土又は切土の土量計算	
構造計算書	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定の構造計算	見え高1m以上の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合
渓流等で高さが15mを超える盛土の安定計算書	土質試験等に基づく地盤の安定計算	渓流等で高さが15mを超える盛土をする場合
盛土の安定計算書	土質試験等に基づく地盤の安定計算	次のいずれかの盛土をする場合 ①高さが15mを超える盛土 ②盛土面積3,000㎡以上かつ地下水位が盛土前の地盤面の高さを超え、盛土内に侵入することが想定される盛土 ③盛土前の地盤面が20°以上で、高さが5m以上の盛土
擁壁で覆わないがけの安定計算書	土質試験等に基づく地盤の安定計算	がけ面を擁壁で覆わない場合

書類名称	明示すべき事項等	備考
地盤調査報告書	柱状図、土質試験等に基づく地盤調査の結果	地盤の許容応力度が 100KN/m ² を超える場合は、ボーリングによる標準貫入試験が必要
流量計算書	排水施設の断面を決定するための計画流量の計算	
防災計画書	施行時期、工程、防災体制等を記載した防災計画	次のいずれかの工事を行う場合 ①盛土又は切土する土地の面積が 1ha を超えるもの ②高さが 15m を超える盛土 ③盛土面積 3,000 m ² 以上かつ地下水位が盛土前の地盤面の高さを超え、盛土内に侵入することが想定される盛土 ④盛土前の地盤面が 20° 以上で、高さが 5m 以上の盛土 ⑤高さが 5m を超える擁壁 ⑥その他市長が必要と認めるもの
その他市長が必要と認める書類	担当者の指示に従い提出するもの	

(2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に添付する図面

図面名称	標準縮尺	明示すべき事項等
位置図	1/2,500	1. 方位 2. 道路及び目標となる地物 3. 申請区域(朱書)
現況図 (地形図)	1/500 以上	1. 方位 2. 申請区域(朱書) 3. 地形(2mの標高差を示す等高線、隣接地までの形状及び地盤高) 4. 申請区域内及び周辺の公共施設の位置及び形状 5. 申請区域内及び周囲の建築物及び工作物
申請区域求積図 (土地の求積図)	1/500 以上	1. 方位 2. 申請区域の面積 3. 宅地又は農地等における盛土又は切土をする土地の面積

図面名称	標準縮尺	明示すべき事項等
造成等計画平面図 (土地の平面図)	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 申請区域(朱書) 3. 盛土(緑色)及び切土(黄色)の着色 4. 盛土又は切土をする土地の部分、がけ、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置(タイプ別に記号を用いて表示) 5. 擁壁の底版ライン 6. 造成等計画断面図と照合できる記号 7. 排水施設の位置及び形状 8. ベンチマークの位置及び高さ 9. 現況及び計画地盤高 10. 隣接地の現況地盤高及び形状 11. のり面の高さ及び勾配 12. 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨 13. 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設が申請書と照合できる番号
造成等計画断面図 (土地の断面図)	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土又は切土をする前後の地盤面(高低差の著しい箇所) 2. 申請区域(朱書) 3. 現況及び計画地盤線(現況は細線、計画は太線) 4. 現況及び計画地盤高 5. 盛土(緑色)及び切土(黄色)の着色 6. のり面の高さ及び勾配 7. 段切位置及び寸法 8. 基準線(D.L.)
造成等面積求積図 (土量の求積図)	1/500 以上	盛土及び切土の土量の求積図及び算式
排水計画平面図 (排水施設の平面図)	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 申請区域(朱書) 3. 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向 4. 吐口の位置及び放流先の名称 5. 排水施設が排水施設構造図と照合できる番号 6. 排水施設が流量計算書と照合できる番号 7. 申請区域の水の流れの方向 8. 排水管を既設の公共下水道に接続する場合は、その位置及び管径

図面名称	標準縮尺	明示すべき事項等
排水計画縦断面図 (排水施設縦断面図)	縦断面図 横 1/500 以上 縦 1/100 以上 横断面図 1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 測点 2. 排水渠勾配及び管径 3. 管底高 4. 人孔種類、位置及び記号 5. 人孔間距離 6. 土被り 7. 現況及び計画地盤高 8. 短距離及び追加距離 9. 基準線(D.L.) 10. 排水施設の番号
排水施設構造図	1/10~1/50	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水施設の番号 2. 排水施設の種類、材料、寸法、配筋、基礎の種類、コンクリート強度及び跳水防止対策 3. 放流先河川、水路の名称、断面、水位(低水位、高水位)及び吐口の高さ
排水流域図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 申請区域(朱書) 3. 集水系統ブロック別に色分け 4. 地表水及び排水施設の水の流れの方向 5. 排水施設が流量計算書と照合できる番号
がけの詳細図 (がけの断面図)	1/20~1/50	<ol style="list-style-type: none"> 1. がけの位置、形状、高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上の場合、それぞれの土質及びその地層の厚さ。擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は不要。) 2. 盛土又は切土をする前の地盤面 3. がけ面の保護の方法 4. 排水施設の位置及び形状
擁壁構造図 (擁壁の断面図)	1/20~1/50	<ol style="list-style-type: none"> 1. 擁壁の種類、寸法及び勾配 2. 擁壁の材料の種類及び寸法 3. 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4. 透水層及び止水コンクリートの位置及び寸法 5. 水抜き穴の位置、材質及び寸法 6. 擁壁を設置する前後の地盤面 7. 基礎地盤の土質並びに基礎構造の位置、種類及び寸法 8. 地盤改良の位置、材料及び寸法 9. 擁壁の根入れ線及び寸法 10. 配筋の材料、径及び寸法 11. 配筋の加工図 12. 隅角部の補強図 13. 材料及び寸法

図面名称	標準縮尺	明示すべき事項等
擁壁展開図 (擁壁の背面図)	1/20~1/50	1. 擁壁の種類、高さ及び延長 2. 基礎の形状、根入れ長及び見え高 3. 水抜穴の位置、材料及び内径 4. 透水層の位置及び寸法 5. 伸縮継目の位置 6. 隅角部の補強の位置 7. 計画高(前面及び背面地盤高、擁壁天端及び下端高)
崖面崩壊防止施設 構造図 (崖面崩壊防止施設 の断面図)	1/20~1/50	1. 崖面崩壊防止施設の種類、寸法及び勾配 2. 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 3. 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 4. 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法
崖面崩壊防止施設 展開図 (崖面崩壊防止施設 の背面図)	1/20~1/50	1. 崖面崩壊防止施設の種類、寸法、高さ及び延長 2. 水抜穴の位置、材料及び内径(必要に応じて記載) 3. 透水層の位置及び寸法(必要に応じて記載)
防災計画図	-	1. 方位 2. 申請区域(朱書) 3. 地形(2mの標高差を示す等高線、隣接地までの形状及び地盤高) 4. 段切位置及び寸法 5. 表土除去範囲 6. ヘドロ除去範囲及び除去深さ 7. 工事中の雨水排水経路及び土砂流出防止工 8. 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 9. 防災施設の設置時期及び期間
その他市長が必要 と認める図面		

(3) 土石の堆積に関する工事の許可申請書に添付する書類

書類名称	明示すべき事項等	備考
委任状	委任内容、委任方及び申請者の実印(印影は印鑑証明書と同じもの)	代理人が手続を行う場合
土地等の状況写真	当該地及びその付近の状況写真	
申請者の証明書	①住民票(原則、申請日前3ヶ月以内のもの)の写し又は個人番号カードの写し ②印鑑証明書(委任状と同じ印影のもので、原則、申請日前3ヶ月以内のもの)	個人の場合

書類名称	明示すべき事項等	備考
申請者の証明書	①登記事項証明書（原則、申請日前3ヶ月以内のもの） ②役員の住民票（原則、申請日前3ヶ月以内のもの）の写し又は個人番号カードの写し ③印鑑証明書（委任状と同じ印影のもので、原則、申請日前3ヶ月以内のもの）	法人の場合
資金計画書	資金計画書【様式盛8号の2】	
工事主の資力・信用を証する書類	①工事主の工事を行うための資力及び信用に関する申告書【様式盛3号】 ②法に違反していない旨などの誓約書【様式盛5号】 ③暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書【様式盛6号】 ④預金残高証明書（原則、申請日前3ヶ月以内のもの） ⑤銀行等から融資を受ける場合は、融資額証明書 ⑥土地所有者の同意がない場合は、地主との売買契約書 ⑦工事請負契約書又は工事請負見積書（工事請負見積書は法人の場合） ⑧事業経歴書（申告書に記入）	国又は地方公共団体以外
	①最近2箇年以上の事業年度における所得税の納税証明書 ②預金残高が不足する場合は、所有する固定資産の評価額証明書	個人の場合

書類名称	明示すべき事項等	備考
工事主の資力・信用を証する書類	<p>①最近2箇年以上の事業年度における財務諸表及び法人事業税の納税証明書</p> <p>②発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資者の次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票(原則、申請日前3ヶ月以内のもの)の写し又は個人番号カードの写し ・株式の数又は出資額が確認できる書類 	法人の場合
施行者の能力を証する書類	<p>①工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する申告書【様式盛3号】</p> <p>②個人の住民票(原則、申請日前3ヶ月以内のもの)又は法人の登記事項証明書</p> <p>③建設業許可を証する書類</p> <p>④事業経歴書(申告書に記入)</p>	
土地所有者等の同意書	<p>①次の権利を有する者の全ての同意書(実印の押印を含む)【様式盛7号の1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用貸借権を有する者 ・上記のほか、使用収益権(永小作権、地役権等)を有する者 <p>②印鑑証明書(①同意書と同じ印影のもので、原則、申請日前3ヶ月以内のもの)</p> <p>③権利者が法人の場合は、資格証明書(原則、申請日前3ヶ月以内のもの)</p>	申請者と異なる場合

書類名称	明示すべき事項等	備考
周辺住民へ工事の内容を周知したことが分かる書類	①住民への周知実施報告書【様式盛9号】 ②説明会を開催した場合は、その写真	
登記事項証明書(土地登記簿謄本)	原則、申請日前3ヶ月以内のもの	
地図(公図、字限図)	原則、申請日前3ヶ月以内のもので、申請区域を朱書き	
隣接地の土地所有者の承諾書	①土地の所有権を有する者の全ての承諾書(実印の押印を含む)【様式盛7号の2】 ②印鑑証明書(①同意書と同じ印影のもので、原則、申請日前3ヶ月以内のもの) ③権利者が法人の場合は、資格証明書(原則、申請日前3ヶ月以内のもの)	隣接地において造成工事を行う場合、又は隣接地に雨水等を排水する場合
図面	(4)に示す図面	
土量計算書	最大堆積土量の計算	
堆積土石の崩壊防止措置(構台等)を示した書類	①措置の概要、構造計画、応力算定及び断面算定の構造計算 ②土質試験の結果	土石の崩壊防止措置を行う(構台等を設置する)場合
土砂の流出防止措置を示した書類	・堆積土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置する場合 ①鋼矢板等の概要、構造計画、応力算定及び断面算定の構造計算 ②土質試験の結果 ・堆積土石の勾配が県技術マニュアルの表8-3-1に示す勾配の範囲外となる場合 ①土石の傾斜部の安定計算 ②土質試験の結果	土砂の流出防止措置を行う場合
流量計算書	排水施設の断面を決定するための計画流水量の計算	地表水等により、堆積土石が崩壊するおそれがある場合

書類名称	明示すべき事項等	備考
工程表	整地等の準備から堆積土石除却後の確認申請を行うまでの工程	
その他市長が必要と認める書類	担当者の指示に従い提出するもの	

(4) 土石の堆積に関する工事の許可申請書に添付する図面

図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項等
位置図	1/2,500	1. 方位 2. 道路及び目標となる地物 3. 申請区域(朱書)
現況図 (地形図)	500 以上	1. 方位 2. 申請区域(朱書) 3. 地形(2mの標高差を示す等高線、隣接地までの形状及び地盤高) 4. 申請区域内及び周辺の公共施設の位置及び形状 5. 申請区域内及び周囲の建築物及び工作物
申請区域求積図 (土地の求積図)	1/500 以上	1. 方位 2. 申請区域の面積 3. 宅地又は農地等における堆積土石をする土地の面積
堆積土石計画平面図 (土地の平面図)	1/500 以上	1. 方位 2. 申請区域(朱書) 3. 堆積土石(緑色)の着色 4. 勾配が 1/10 超えの土地で堆積土石の崩壊防止措置を行う(構台等を設置する)位置及び内容 5. 空地の位置及び幅(申請書と照合できる番号を記載) 6. 立入防止施設(柵等)の設置位置及び内容 7. 地表水等を排除するための排水施設の位置及び内容(申請書と照合できる番号を記載) 8. 土砂の流出防止措置を行う位置及び内容(申請書と照合できる番号を記載) 9. ベンチマークの位置及び高さ 10. 現況及び計画地盤高 11. 隣接地の現況地盤高及び形状 12. 堆積土石計画断面図と照合できる記号

図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項等
堆積土石計画断面図 (土地の断面図、土石の断面図)	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 堆積土石を行う前後の地盤面 2. 申請区域(朱書) 3. 現況及び計画地盤線(現況は細線、計画は太線) 4. 現況及び計画地盤高 5. 堆積土石(緑色)の着色 6. 堆積土石の高さ及び勾配 7. 勾配が 1/10 超えの土地で堆積土石の崩壊防止措置を行う(構台等を設置する)位置 8. 空地の位置及び幅(申請書と照合できる番号を記載) 9. 立入防止施設(柵等)の設置位置 10. 地表水等を排除するための排水施設の位置 11. 土砂の流出防止措置を行う位置 12. 基準線(D.L.)
立入防止施設立面図 (柵その他これに類するものの立面図)	1/50 以上	関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示内容
排水計画平面図 (排水施設の平面図)	1/500 以上	<p>地表水等により、堆積土石が崩壊するおそれがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 方位 2. 申請区域(朱書) 3. 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向 4. 吐口の位置及び放流先の名称 5. 排水施設が排水施設構造図と照合できる番号 6. 排水施設が流量計算書と照合できる番号 7. 申請区域の水の流れの方向 8. 排水管を既設の公共下水道に接続する場合は、その位置及び管径
排水計画縦断面図 (排水施設縦断面図)	縦断面図 横 1/500 以上 縦 1/100 以上 横断面図 1/50 以上	<p>地表水等により、堆積土石が崩壊するおそれがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 測点 2. 排水渠勾配及び管径 3. 管底高 4. 人孔種類、位置及び記号 5. 人孔間距離 6. 土被り 7. 現況及び計画地盤高 8. 短距離及び追加距離 9. 基準線(D.L.) 10. 排水施設の番号

図面の種類	標準縮尺	明示すべき事項等
排水施設構造図	1/10~1/50	地表水等により、堆積土石が崩壊するおそれがある場合 1. 排水施設の番号 2. 排水施設の種類、材料、寸法、配筋、基礎の種類、コンクリート強度及び跳水防止対策 3. 放流先河川、水路の名称、断面、水位（低水位、高水位）及び吐口の高さ
排水流域図	1/2,500 以上	地表水等により、堆積土石が崩壊するおそれがある場合 1. 方位 2. 申請区域（朱書） 3. 集水系統ブロック別に色分け 4. 地表水及び排水施設の水の流れの方向 5. 排水施設が流量計算書と照合できる番号
地盤改良図	—	堆積土石により、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが発生するおそれがある場合、地盤改良等を行ったことがわかる書類
その他市長が必要と認める図面		

10.申請様式一覧表

様式番号	申請図書名
様式盛1号の1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書
様式盛1号の2	土石の堆積に関する工事の許可申請書
様式盛2号	許可証
様式盛3号	工事主の工事を行うための資力及び信用・工事施行者の工事を完了させるために必要な能力に関する申告書
様式盛4号	設計者・工事監理者の資格に関する申告書
様式盛5号	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書
様式盛6号	暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書
様式盛7号の1	土地所有者等関係権利者の同意書
様式盛7号の2	承諾書
様式盛8号の1	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)
様式盛8号の2	資金計画書(土石の堆積に関する工事)
様式盛9号	住民への周知実施報告書
様式盛10号の1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
様式盛10号の2	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書
様式盛11号の1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)協議申出書
様式盛11号の2	土石の堆積に関する工事の(変更)協議申出書
様式盛12号	協議成立通知書
様式盛13号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了(一部)検査申請書
様式盛14号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証
様式盛15号	土石の堆積に関する工事の確認申請書
様式盛16号	土石の堆積に関する工事の確認済証
様式盛17号の1	工事完了報告書
様式盛17号の2	特定工程終了報告書
様式盛18号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書
様式盛19号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証
様式盛20号	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の段階確認申出書
様式盛21号	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画変更届出書
様式盛22号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書
様式盛23号	土石の堆積に関する工事の届出書
様式盛24号	擁壁等に関する工事の届出書
様式盛25号	公共施設用地の転用の届出書

様式番号	申請図書名
様式盛 26 号の 1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の報告書(計画・完了)
様式盛 26 号の 2	土石の堆積に関する工事の報告書(計画・確認)
様式盛 27 号の 1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書
様式盛 27 号の 2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開届出書
様式盛 27 号の 3	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の廃止届出書
様式盛 28 号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識
様式盛 29 号	土石の堆積に関する工事の標識
様式盛 30 号	宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書
様式盛 31 号	宅地造成等工事許可不要証明書
様式盛 32 号の 1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書
様式盛 32 号の 2	土石の堆積に関する工事の定期報告書